

厚岸町条例第27号

厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

使用料 (1時間あたり)
75.6円
129.6円
43.2円
162円
205.2円
162円
86.4円
345.6円

を

使用料 (1時間あたり)
77円
132円
44円
165円
209円
165円
88円
352円

に改める。

別表第2中

電気使用料 (1時間あたり)	暖房使用料 (1時間あたり)
32.4円	172.8円
16.2円	135円
10.8円	86.4円
10.8円	86.4円
64.8円	280.8円
21.6円	216円
16.2円	86.4円
27円	86.4円

を

電気使用料 (1時間あたり)	暖房使用料 (1時間あたり)
33円	176円
16.5円	137.5円
11円	88円
11円	88円
66円	286円
22円	220円
16.5円	88円
27.5円	88円

に改める。

別表第3中

使用料 (1回当たり)
5,610円
11,860円
10,900円
19,610円

を

使用料 (1回当たり)
5,720円
12,080円
11,110円
19,970円

に改める。

(厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「540円」を「550円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「210円」を「220円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(厚岸町地区集会所条例の一部改正)

第3条 厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）の一部を次のように改正する。

使用料 (1時間当たり)
54円
97.2円
216円
216円
97.2円
162円
75.6円
97.2円
129.6円
129.6円
43.2円
97.2円
129.6円
75.6円
129.6円
108円
43.2円

使用料 (1時間当たり)
55円
99円
220円
220円
99円
165円
77円
99円
132円
132円
44円
99円
132円
77円
132円
110円
44円

別表第1中

48.6円
410.4円
37.8円
194.4円
108円
194.4円
151.2円
43.2円
43.2円
97.2円
151.2円
259.2円
86.4円
86.4円
43.2円
226.8円
43.2円
32.4円
64.8円
108円
183.6円
97.2円
129.6円
108円
216円
108円
129.6円
54円
140.4円
248.4円
151.2円
64.8円

を

49.5円
418円
38.5円
198円
110円
198円
154円
44円
44円
99円
154円
264円
88円
88円
44円
231円
44円
33円
66円
110円
187円
99円
132円
110円
220円
110円
132円
55円
143円
253円
154円
66円

に改める。

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
10.8円	54円
32.4円	118.8円
27円	151.2円
21.6円	54円
32.4円	356.4円
16.2円	216円
5.4円	140.4円
32.4円	189円

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
11円	55円
33円	121円
27.5円	154円
22円	55円
33円	363円
16.5円	220円
5.5円	143円
33円	192.5円

別表第2中

10.8円	140.4円
5.4円	—
16.2円	189円
21.6円	189円
5.4円	—
16.2円	189円
10.8円	97.2円
10.8円	97.2円
10.8円	140.4円
21.6円	43.2円
54円	140.4円
5.4円	27円
16.2円	32.4円
10.8円	189円
16.2円	216円
5.4円	97.2円
5.4円	97.2円
21.6円	189円
21.6円	189円
5.4円	—
75.6円	378円
21.6円	189円
21.6円	189円
5.4円	64.8円
10.8円	97.2円
5.4円	189円
5.4円	97.2円
21.6円	189円
10.8円	97.2円
16.2円	97.2円
32.4円	189円
27円	97.2円
21.6円	97.2円
10.8円	97.2円
16.2円	43.2円
16.2円	43.2円
21.6円	43.2円
54円	97.2円
16.2円	43.2円
64.8円	75.6円
10.8円	43.2円

を

11円	143円
5.5円	—
16.5円	192.5円
22円	192.5円
5.5円	—
16.5円	192.5円
11円	99円
11円	99円
11円	143円
22円	44円
55円	143円
5.5円	27.5円
16.5円	33円
11円	192.5円
16.5円	220円
5.5円	99円
5.5円	99円
22円	192.5円
22円	192.5円
5.5円	—
77円	385円
22円	192.5円
22円	192.5円
5.5円	66円
11円	99円
5.5円	192.5円
5.5円	99円
22円	192.5円
11円	99円
16.5円	99円
33円	192.5円
27.5円	99円
22円	99円
11円	99円
16.5円	44円
16.5円	44円
22円	44円
55円	99円
16.5円	44円
66円	77円
11円	44円

に改める。

使用料 (1回当たり)
7,940円

使用料 (1回当たり)
8,090円

別表第3中

12,860円
3,560円
11,000円
5,830円
11,930円
3,680円
8,590円
4,820円
11,630円
9,370円
12,530円
6,600円
14,400円
3,980円
8,890円
9,660円
21,600円
1,020円
4,740円
4,820円
9,810円
7,520円
13,770円
9,340円
12,850円
3,110円
4,650円

を

13,100円
3,630円
11,200円
5,940円
12,160円
3,750円
8,750円
4,910円
11,850円
9,540円
12,760円
6,730円
14,660円
4,050円
9,060円
9,840円
22,000円
1,040円
4,830円
4,910円
9,990円
7,660円
14,030円
9,510円
13,090円
3,160円
4,740円

に改める。

(厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の一部改正)

第4条 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

使用料 (1時間当たり)	
157.5円	
199.5円	
157.5円	
241.5円	

を

使用料 (1時間当たり)	
165円	
209円	
165円	
253円	

に改める。

電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)

電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)

別表第2中	21円	136.5円	を	22円	143円	に改
	47.25円	273円		49.5円	286円	
	21円	136.5円		22円	143円	
	15.75円	42円		16.5円	44円	

める。

(厚岸町生活館条例の一部改正)

第5条 厚岸町生活館条例(平成13年厚岸町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	使用料 (1時間当たり)		を	使用料 (1時間当たり)		に改める。
	21.6円			22円		
	75.6円			77円		
	54円			55円		

別表第2中	電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)	を	電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)	に改める。
	16.2円	97.2円		16.5円	99円	
	32.4円	189円		33円	192.5円	
	10.8円	—		11円	—	

別表第3中	使用料 (1回当たり)		を	使用料 (1回当たり)		に改める。
	2,200円			2,240円		
	5,920円			6,030円		

(厚岸町生活改善センター条例の一部改正)

第6条 厚岸町生活改善センター条例(平成18年厚岸町条例第6号)の一部を次のように改正する。

利用料金 (1時間当たり)	540円	利用料金 (1時間当たり)	550円
------------------	------	------------------	------

別表第1中

324円
324円
432円

を

330円
330円
440円

に改める。

別表第2中

電気利用 料金 (1時間 当たり)	暖房利用 料金 (1時間 当たり)
135円	507.6円
16.2円	118.8円
16.2円	118.8円
10.8円	102.6円

を

電気利用 料金 (1時間 当たり)	暖房利用 料金 (1時間 当たり)
137.5円	517円
16.5円	121円
16.5円	121円
11円	104.5円

に改める。

別表第3中

利用料金 (1回当たり)
21,770円
32,790円

を

利用料金 (1回当たり)
22,170円
33,400円

に改める。

(厚岸町がん予防保健事業条例の一部改正)

第7条 厚岸町がん予防保健事業条例（平成12年厚岸町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び第2号中「1,540円」を「1,570円」に改め、同項第3号イ中「820円」を「830円」に改め、同項第4号ア中「1,950円」を「1,980円」に改め、同号イ中「1,640円」を「1,670円」に改め、同項第5号中「710円」を「730円」に改める。

(厚岸町予防接種費用徴収条例の一部改正)

第8条 厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の表インフルエンザの項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表肺炎球菌感染症の項中「3,980円」を「4,050円」に改める。

(厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第9条 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年厚岸町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号アの表中

年額手数料
15,000円
22,440円
30,000円
45,000円
75,120円
20キログラムを増すごとに30,000円を乗じて得た額に75,120円を加算した額（20キログラムに満たないものは20キログラムとする。）

を

年額手数料
15,240円
22,920円
30,600円
45,840円
76,560円
20キログラムを増すごとに30,600円を乗じて得た額に76,560円を加算した額（20キログラムに満たないものは20キログラムとする。）

に改め、同号イ中「6,264円」を「6,380円」

に、「4,698円」を「4,785円」に改め、同条第2号ただし書及び表中「2,160円」を「2,280円」に改め、同条第3号ア中「626.4円」を「638円」に改め、同号イ中「151.2円」を「154円」に改め、同条第4号ア中「1,101.6円」を「1,122円」に改め、同号イ中「55.08円」を「56.1円」に改める。

(厚岸町墓地及び霊園条例の一部改正)

第10条 厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表2中

管理料
1,720円
2,590円
3,880円

を

管理料
1,760円
2,640円
3,960円

に改める。

（別寒辺牛湿原自然観察施設条例の一部改正）

第11条 別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成7年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「21.6円」を「22円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「54円」を「55円」に、「37.8円」を「38.5円」に改める。

（厚岸町木工センター条例の一部改正）

第12条 厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

金額
108円
32.4円
54円

を

金額
110円
33円
55円

に改める。

別表第2中

電気使用料		暖房使用料	
1回当たり1時間につき	21.6円	1回当たり1時間につき	108円
1人当たり1時間につき	10.8円	1人当たり1時間につき	21.6円

を

電気使用料		暖房使用料	
1回当たり1時間につき	22円	1回当たり1時間につき	110円
1人当たり1時間につき	11円	1人当たり1時間につき	22円

に改める。

(厚岸町農業農村活性化施設条例の一部改正)

第13条 厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「540円」を「550円」に、「324円」を「330円」に、「648円」を「660円」に、「75.6円」を「77円」に改める。

別表第2中

電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
140.4円	264.6円
54円	86.4円
64.8円	97.2円

を

電気使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
143円	269.5円
55円	88円
66円	99円

に改める。

別表第3中

使用料
151.2円
102.6円
75.6円
102.6円
16.2円
97.2円
16.2円
75.6円
102.6円
270円

を

使用料
154円
104.5円
77円
104.5円
16.5円
99円
16.5円
77円
104.5円
275円

に改める。

別表第4中「21.6円」を「22円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「54円」を「55円」に、「37.8円」を「38.5円」に改める。

別表第5中	使用料 (1回当たり)	を	使用料 (1回当たり)	に改める。
	20,690円		21,070円	
	26,510円		27,010円	

(厚岸町若齢牛育成センター条例の一部改正)

第14条 厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に改める。

(厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中	料金の額	を	料金の額	に
	248.4円		253円	
	540円		550円	
	2,160円		2,200円	
	540円		550円	

改め、同条第2項中「64.8円」を「66円」に、「21.6円」を「22円」に改める。

(厚岸町漁村環境改善総合センター条例の一部改正)

第16条 厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	使用料 (1時間当たり)	を	使用料 (1時間当たり)	に改める。
	540円		550円	
	172.8円		176円	
	86.4円		88円	
	280.8円		286円	

別表第2中

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
162円	367.2円
21.6円	64.8円
10.8円	64.8円
21.6円	64.8円

を

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
165円	374円
22円	66円
11円	66円
22円	66円

に改める。

別表第3中

使用料 (1回当たり)	
夏期	14,900円
冬期	22,200円

を

使用料 (1回当たり)	
夏期	15,180円
冬期	22,610円

に改める。

(厚岸町床潭地区漁村センター条例の一部改正)

第17条 厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

使用料 (1時間当たり)	
	334.8円
	118.8円
	97.2円
	280.8円

を

使用料 (1時間当たり)	
	341円
	121円
	99円
	286円

に改める。

別表第2中

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
129.6円	237.6円
5.4円	59.4円
5.4円	59.4円
10.8円	59.4円

を

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
132円	242円
5.5円	60.5円
5.5円	60.5円
11円	60.5円

に改める。

別表第3中

使用料 (1回当たり)	
夏期	11,410円

を

使用料 (1回当たり)	
夏期	11,620円

に改める。

冬期	16,820円
----	---------

冬期	17,130円
----	---------

(厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の一部改正)

第18条 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1会議室の項中「324円」を「330円」に改め、同表イベント広場の項中「54円」を「55円」に改める。

別表第2中	電気利用 料金 (1時間 当たり)	暖房利用 料金 (1時間 当たり)	を	電気利用 料金 (1時間 当たり)	暖房利用 料金 (1時間 当たり)	に改める。
	32.4円	129.6円		33円	132円	
	32.4円	—		33円	—	

(厚岸町普通河川管理条例の一部改正)

第19条 厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1の事項中「2,134.08円」を「2,173.6円」に、「470.88円」を「479.6円」に、「1,067.04円」を「1,086.8円」に、「369,360円」を「376,200円」に、「69,120円」を「70,400円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「102,600円」を「104,500円」に改め、同表の3の事項中「140.4円」を「143円」に、「172.8円」を「176円」に、「226.8円」を「231円」に、「961.2円」を「979円」に、「108円」を「110円」に、「64.8円」を「66円」に、「54円」を「55円」に、「75.6円」を「77円」に改める。

(厚岸町都市公園条例の一部改正)

第20条 厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の事項中「21.6円」を「22円」に改め、同表の4の事項中「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「21.6円」を「22円」に改め、同表の5の事項中「320円」を「330円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「4,530円」を「4,620円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改める。

(厚岸町公園条例の一部改正)

第21条 厚岸町公園条例(昭和54年厚岸町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「21.6円」を「22円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改める。

(厚岸町緑のふるさと公園条例の一部改正)

第22条 厚岸町緑のふるさと公園条例(平成13年厚岸町条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「75.6円」を「77円」に、「10.8円」を「11円」に、「32.4円」を「33円」に、「108円」を「110円」に、「210円」を「220円」に、「小人 100円」を「小人 110円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第2中「32.4円」を「33円」に、「64.8円」を「66円」に改める。

別表第3中「21.6円」を「22円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「54円」を「55円」に、「37.8円」を「38.5円」に改める。

(厚岸町公民館条例の一部改正)

第23条 厚岸町公民館条例(平成13年厚岸町条例第39号)の一部を次のように改正する。

「 使用料 (1時間あたり)	「 使用料 (1時間あたり)
----------------------	----------------------

別表第1中

270円
162円
194.4円
162円
118.8円
216円
75.6円
43.2円
32.4円
54円
64.8円
75.6円
226.8円
205.2円
216円
140.4円
140.4円
205.2円

を

275円
165円
198円
165円
121円
220円
77円
44円
33円
55円
66円
77円
231円
209円
220円
143円
143円
209円

に改める。

別表第2中

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
59.4円	264.6円
10.8円	151.2円
10.8円	151.2円
21.6円	140.4円
21.6円	140.4円
16.2円	145.8円
27円	135円
16.2円	145.8円

を

電気使用料 (1時間 当たり)	暖房使用料 (1時間 当たり)
60.5円	269.5円
11円	154円
11円	154円
22円	143円
22円	143円
16.5円	148.5円
27.5円	137.5円
16.5円	148.5円

に改める。

5.4円	156.6円
10.8円	54円
10.8円	43.2円
10.8円	32.4円
64.8円	259.2円
16.2円	145.8円
10.8円	151.2円
5.4円	156.6円
5.4円	156.6円
5.4円	156.6円

5.5円	159.5円
11円	55円
11円	44円
11円	33円
66円	264円
16.5円	148.5円
11円	154円
5.5円	159.5円
5.5円	159.5円
5.5円	159.5円

別表第3中

使用料 (1回当たり)
9,640円
17,310円
2,260円
8,220円
2,780円
4,550円
9,220円
16,810円

を

使用料 (1回当たり)
9,360円
16,790円
2,200円
7,990円
2,700円
4,420円
8,950円
16,310円

に改める。

(厚岸町郷土館条例の一部改正)

第24条 厚岸町郷土館条例（平成13年厚岸町条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「100円」を「110円」に改める。

(厚岸町海事記念館条例の一部改正)

第25条 厚岸町海事記念館条例（平成13年厚岸町条例第41号）の一部を次のように改

正する。

別表個人の項中「210円」を「220円」に改める。

(厚岸町太田屯田開拓記念館条例の一部改正)

第26条 厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成13年厚岸町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「100円」を「110円」に改める。

(厚岸町B&G海洋センター条例の一部改正)

第27条 厚岸町B&G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「750円」を「770円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(厚岸町温水プール条例の一部改正)

第28条 厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

(厚岸町勤労者体育センター条例の一部改正)

第29条 厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「750円」を「770円」

に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第9条中厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第1号ア及び同条第2号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。